

平成二十六年二月二十五日受領  
答 弁 第 三 八 号

内閣衆質一八六第三八号

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出米国大使による我が国のイルカ漁に対する発言に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

政府としては、イルカを含む鯨類は重要な水産資源であり科学的根拠に基づき持続的に利用すべきと考えており、また、イルカ漁業は我が国の伝統的な漁業の一つであつて法令に基づき適切に実施されていると認識している。このような我が国の立場については、米国政府に対するものを含め、これまで内外に説明してきており、引き続きイルカ漁業に対する国際的理解を得られるように努力していく所存である。

二について

我が国のイルカ漁業を規制する条約その他の国際約束はない。

五について

従来から、政府としては、イルカ漁業に対する国際的理解を得られるように努力しているところであり、その一環として、地元関係者とも意見交換を行ってきている。